

## 第三級陸上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法規 12問 }  
無線工学 12問 } 24問 1時間

### 法 規

[1] 無線局の免許状に記載される事項に該当しないものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 通信の相手方及び通信事項
- 2 空中線の型式及び構成
- 3 無線設備の設置場所
- 4 無線局の目的

[2] 陸上移動業務の無線局（免許の有効期間が1年以内であるものを除く。）の再免許の申請は、どの期間内に行わなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間
- 2 免許の有効期間満了前2箇月以上3箇月を超えない期間
- 3 免許の有効期間満了前2箇月まで
- 4 免許の有効期間満了前1箇月まで

[3] 電波の主搬送波の変調の型式が角度変調で周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのものであって、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）の電波の型式を表示する記号はどれか。次のうちから選べ。

- 1 F3E
- 2 F7E
- 3 F8E
- 4 A3E

[4] 無線従事者は、免許証を失ったためにその再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、発見した日から何日以内にその免許証を総務大臣に返納しなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 7日
- 2 10日
- 3 14日
- 4 30日

[5] 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の空中線電力50ワット以下の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる周波数の電波はどれか。次のうちから選べ。

- 1 1,606.5kHzから4,000kHzまで
- 2 4,000kHzから25,010kHzまで
- 3 25,010kHzから960MHzまで
- 4 960MHzから1,215MHzまで

[6] 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる者は、無線従事者の免許を取り消され、取消の日からどれほどの期間を経過しないものか。次のうちから選べ。

- 1 6箇月
- 2 1年
- 3 1年6箇月
- 4 2年

## 第三級陸上特殊無線技士試験問題

### 法 規

- [7] 一般通信方法における無線通信の原則として無線局運用規則に定める事項に該当するものはどれか。次のうちから選べ。
- 1 無線通信は、長時間継続して行ってはならない。
  - 2 無線通信を行う場合においては、暗語を使用してはならない。
  - 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
  - 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後一括して訂正しなければならない。
- [8] 無線局の臨時検査(電波法第73条第5項の検査)において検査されることがあるものはどれか。次のうちから選べ。
- 1 無線従事者の知識及び技能
  - 2 無線従事者の資格及び員数
  - 3 無線従事者の勤務状況
  - 4 無線従事者の業務経歴
- [9] 無線局の免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに総務大臣が行うことができる処分はどれか。次のうちから選べ。
- 1 再免許の拒否
  - 2 電波の型式の制限
  - 3 無線局の運用の停止
  - 4 通信の相手方又は通信事項の制限
- [10] 総務大臣から無線従事者がその免許を取り消されることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。
- 1 日本の国籍を有しない者となったとき。
  - 2 免許証を失ったとき。
  - 3 引き続き5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
  - 4 電波法に違反したとき。
- [11] 無線局の免許人は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。
- 1 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
  - 2 1箇月以内にその旨を総務大臣に報告する。
  - 3 2週間以内にその旨を総務大臣に届け出る。
  - 4 速やかに総務大臣の承認を受ける。
- [12] 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。
- 1 直ちに、その旨を総務大臣に届け出る。
  - 2 遅滞なく、その旨を総務大臣に報告する。
  - 3 総務大臣に免許状の再交付を申請する。
  - 4 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受ける。